

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 アンビカ・ブダ・シン

被控訴人 東京都 ほか1名

一審原告第9準備書面

2025年1月20日

東京高等裁判所第9民事部 御中

一審原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同 (主任)	川 上 資 人
一審原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



一審原告は、一審被告国準備書面（1）に対して、以下のとおり弁論を準備する。

第1 一審被告国準備書面(1)（以下、「同書面」という。）に対する反論

1 「第3 ネパールとの間に相互保障があるとは認められないこと」（同書面7頁）について

一審被告国は、同書面7頁にて、「本件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、甲第14号証の1及び2をみても、全く明らかなではない。」とか、「また、一審原告が挙げるネパール国暫定憲法107条2項(甲48の1及び2)及び事例をみても、本

件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、全く明らかとなっていない。」などと主張する。

しかし、仙台高裁令和2年9月30日判決が、「相互の保証がないというためには、我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する上記のような衡平の観念に反することとなることについて立証を要する」として、「相互の保証がない」と主張する側に立証責任を負わせているように、立証責任を負っているのは一審被告国であるから、上記主張自体失当である。

本件において、一審被告国・東京都が、相互の保証がないことについて立証が認められていないことから、一審原告の求めた請求が認められるべきである。

なお、甲65号証の2024年8月6日付司法的意見書及び一審原告第7準備書面のとおり、「2007年暫定憲法107条2項および2015年ネパール憲法133条2項のいずれにおいても、補償額に上限はなく、『必要かつ適切な』補償が行われた」ことが認められ、ネパールでは定額賠償となっており定額賠償の上限が認められるとした原判決は一審原告第1準備書面で指摘した法解釈の誤りだけでなく、事実の認定においても誤っているから、ネパールとの間に上限のない相互保証が認められることは明らかである。

2 「第4 仮に相互保障を認める余地があるとしても、国賠法6条の趣旨から、本件において損害賠償の範囲に限定を加えるべきとした原判決に誤りはないこと」（同書面8頁）について

一審被告国は、同書面8頁にて、「国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要がないとの衡平の観念に基づくものであり、このような立法趣旨に鑑みると、相互保証は、賠償責任の程度についても妥当すると解するのが相当である。」と主張する。

しかし、かかる見解は誤りである。なぜなら、2024年4月15日付一審原告第1準備書面で述べた通り、まず、国賠法6条の明文の規定に反する。次に、制度趣旨に照らしても、仙台高判も述べるように、我が国と法制度の異なるネパールの法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限することとなる。本件において、我が国とネパールの国家賠償請求に係る制度が重要な点において同一ではないとは認められず、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する衡平の観念に反することにはならないとしたにもかかわらず、原判決のように、外国の法制度、裁判手続、賠償実務について正確なことは分からないにもかかわらず、誤った事実認定に基づいて賠償の範囲に著しい制限を加えることは権利救済が認められる範囲を不当に制限するものであり、衡平の観念に反するものである。

その他にも、一審原告第1準備書面で述べた通り、原判決のように賠償の範囲に著しい制限を加えることは、ネパールから見れば我が国の国民からネパール政府に対する国家賠償請求に対しても著しい制限を加えることを認めることとなり、その結果、我が国の国民が受けられるべき正当な補償を受けられないという結果を招来することになる。

また、加害行為者が公務員ではない場合には、民法709条等に基づき、被害者はなんら制限のない正当な賠償を受けられるにもかかわらず、加害者が公務員の場合には賠償に不当な制限がかかることとなり、法の平等な適用という観点からも問題が大きい。この問題については、被害者の本国（本件においてはネパール）においては、我が国における国家賠償法等の特別法がなくても、あるいは、かかる特別法には定額の上限が定められている場合でも、一般の民法に基づいて公務員及び国等に対して制限のない損害賠償請求ができる場合もありえ、そのような場合には、しかし我が国の裁判所は「相互の保証」が認められないという事実認定に基づき、我が国における当該外国人の損害賠償請求を否定する結果を招くことになる。これは、「衡平の観念」に著しく反する結

果を招くものである。

また、一審被告国は、なお、「一審原告の『国賠法6条を適用して賠償額の上限を画するような判断は過去の裁判例には見当たらず』ないなどという主張については」、「『大韓民国国家賠償法は、定額賠償制度を導入しているので、わが国の国又は地方公共団体の国家賠償責任も、相互保証の規定がある限り、朝鮮人が被害者の場合、定額賠償で足りると解するのが相当である。』と判示された事案がある」として、京都地裁昭和48年7月12日判決を挙げる。しかし、同判決は、その直後に「しかし、大韓民国国家賠償法の運用を詳にし得ないので、本件が定額賠償で足りるとしても、それがどれだけであるのか判然としない。そこで、この点は度外視して判断を進めるほかない。それが被害者保護のためである。」と述べており、国賠法6条を適用して賠償額に制限を設けることを否定している。一審被告国は自己に不都合な当該箇所を省いて、都合の良い箇所のみを引用するものである。

結論として、一審原告控訴理由書22頁、第1準備書面5頁、第5準備書面41頁で述べた通り、過去の裁判例に国賠法6条を適用して賠償額を制限したものは一件もない。

一審被告国は、同書面8頁以下において、学説については、具体例を挙げて一審原告の主張に反論を加えているが、「過去の裁判例に国賠法6条を適用して賠償額を制限したものは一件もない」という点については全く反論できていない。

以上